

広域行政 ニュースレター

第8号 2002.9

発行 福島県総務部市町村課 地方分権・広域行政推進担当
〒960-8670 福島市杉妻町 2-16
URL <http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/>
E-mail shichouson@pref.fukushima.jp
電話 024(521)7058 Fax 024(521)7904

今月のメニュー

- 特集1 市町村合併支援プランの改定の概要
- 特集2 市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2002in 福島
- 連載 今月の合併特例法「職員の身分の取扱い」
- 広域行政Q & A 「合併協議会は何をするところ？」
- 広域行政に関する最近の動き(平成14年 9月15日現在)
- 県内における市町村合併についての検討組織の設置状況



市町村合併支援プランの改定の概要

政府の市町村合併支援本部は、市町村が合併により新しいまちづくりを行うに当たっての支援策等をまとめた市町村合併支援プラン(平成13年8月30日市町村合併支援本部決定)を策定しておりますが、平成14年8月30日にこれをさらに拡充することを決定しました。その概要について紹介します。

【改定内容】

地方行財政上の支援策については5項目が追加、1項目が拡充、関係省庁の連携による支援施策については18項目が追加、6項目が拡充され、あわせて30項目が追加・拡充されました。

〔省庁別内訳〕	総務省	9項目(拡充3、追加6)	文部科学省	2項目(拡充1、追加1)
	法務省	1項目(追加1)	厚生労働省	2項目(拡充2)
	農林水産省	3項目(追加3)	国土交通省	12項目(拡充1、追加11)
	全省庁共通	1項目(追加1)		

(1) 地方行財政上の支援策における 追加・拡充項目

市町村合併が行われた場合の選挙権の特例(追加)

合併前に合併関係市町村間で住所を移したことにより、合併市町村の選挙権を有しない者について、選挙権の特例を設けることを検討する。

都道府県が行う合併支援事業に対する財政措置(拡充)

合併市町村の一体化促進のための合併推進債(充当率90%、元利償還金の50%を普通交付税措置)を充当できる整備事業の対象に、新たに街路等を追加するとともに、過疎地域自立促進特別措置法等の規定に基づき都道府県が整備を行う市町村道を加える。

合併前に市町村が行う建設事業に対する財政措置(追加)

複数の市町村が連絡調整して一体的に実施する公共施

設(原則として単独事業により整備するものを対象とするが、地域公共ネットワーク及び道路・街路については補助事業により整備するものを含む。)及び公用施設(法定協議会設置市町村において合併期日までに整備を行うことが必要不可欠な施設に限る。)の整備事業に要する経費に対して合併推進債を充当する。

合併支援のための公債費負担の平準化措置(追加)

合併市町村における旧市町村間の公債費負担の平準化を図るために行う地方債の繰上償還に伴う償還金(貸し手の得べかりし利子収入)の支払いに対して、一定の要件のもとで特別交付税措置を講じる。



補助施設の他用途転用の取り扱い(追加)

合併前の旧市町村が国庫補助負担金等の交付を受けて取得等した施設(補助施設)について、類似施設の活用により当該補助施設に係る行政需要への対応が十分に可能な場合には、他の公共又は公用施設への転用に係る承認の判断に当たり、合併という事情に十分考慮するものとする。

施設の統廃合に伴い廃止・転用する施設に充当された地方債の繰上げ償還の取り扱い(追加)

合併による施設の統廃合に伴い、合併前の旧市町村が地方債を財源として建設した施設を廃止・転用する場合、当該地方債の繰上償還の要否の判断に当たっては、市町村合併の重要性にも十分配慮する。



(2) 関係省庁の連携による支援策における 主な追加・拡充項目

市町村合併支援道路整備事業(拡充)

合併市町村の一体化を促進するため、短期間で整備が図られるよう優先採択・重点投資を行う道路整備事業に新たに往路を追加する。

市町村合併支援農道等整備事業(追加)

合併関係市町村の受益となる農道、林道及び漁港関連道路等について、短期間で整備が図られるよう重点投資を行う。

合併に伴う都道府県道認定要件の緩和(追加)

二以上の市町村を経由すること等を要件としている「都道府県道の路線認定基準」の規定について、合併以前の市町村をそれぞれ一の市町村とみなす等の改正を行う。

補助河川事業、補助ダム建設事業、補助防災事業、補助地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業(追加)

実施に当たっては、過去の災害実績等の他に、例えば市町村合併後の主要公共施設等の重要施設が想定氾濫区域内に位置するなど一定の場合には、当該事業の推進等に配慮する。

地域イントラネット基盤施設整備事業、 情報通信システム整備促進事業(拡充)

合併に向けたIT面の環境整備としての市町村の端末等設備の共通化等を目的とするハード整備や、合併により必要となる住民サービスの高度化や情報格差の是正等を目的とするソフト整備等における重点的な支援に加え、事業にあたり、合併前後において同様の取扱いとなるよう検討する。

新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業(追加)

合併関係市町村の一体化を促進するため、地域生活に欠かせない情報を提供するケーブルテレビ施設の整備について、重点的な支援を行う。

登記情報交換システムの実施(追加)

合併後商業登記を取り扱わなくなった一定の登記所においては、登記情報交換システムを導入し、商業登記に係る登記事項証明書及び印鑑証明書の交付を可能とする。

介護保険広域化支援(拡充)

システム統一のための経費等に対する広域化支援策について、合併についても同様の取扱いとなるような措置を講ずる等の広域化支援策を行うことに加え、介護保険料の設定に当たり、合併等の広域化を行う場合には不均一賦課を可能とする。

国民健康保険の広域化支援(拡充)

市町村合併等の際の保険料平準化等を無利子貸付等により支援するため、平成16年度までに総額300億円の基金を都道府県に創設する。また、国民健康保険料の賦課に関し、5年間に限り不均一賦課を行うことを可能とする。

公立学校施設整備(拡充)

統合を行う公立小・中学校の校舎・屋内運動場の新増築について引き続き配慮することに加え、その補強・改築事業についても優先的に実施する。

むらづくり維新森林・山村・都市共生事業(追加)

山村の有する森林や自然環境を活かした交流基盤の整備等を地域ニーズに応じて総合的に推進する本事業において、優先採択又は重点投資を行う。



市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2002 in 福島

「市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2002 in 福島」が9月1日二本松市の二本松市民会館で開催されました。

会場には行政関係者や地元の皆さんなど、約1,100人の方々にお越しいただきました。

佐田玄一郎総務副大臣、佐藤知事のあいさつ（川手副知事代読）、合併に関するビデオの上映、渡邊淑夫いわき市助役の講演の後、「ふるさとの未来（あす）を見つめ直そう」をテーマにパネルディスカッションが行われました。各パネリストからは「市町村行政の現状に対する認識」、「市町村合併に関する取組みや具体的状況」、「今後の地域の将来像及び国・県・市町村それぞれに対する期待」など、それぞれの立場から活発な議論が展開されました。

主催者あいさつ（佐田 総務副大臣）

「国では市町村合併支援プランを策定して市町村の支援を行っている。各市町村においても気運の醸成をはかり、各住民が我が町のことを真剣に考えることが必要。」

講演（渡邊 いわき市助役）

「合併が成功するポイントとして、住民の間で十分な議論を尽くすこと、強力なリーダーシップを持つ人がいること、いいものを『求める』のではなく、『作り上げる』という気持ちを持つことが重要で、特に皆がそれぞれの立場で作り上げていくことが大切である。」

パネルディスカッション

（菅野安達町人権擁護委員）

- ・町のことは最終的には住民が決めるものと言われるが、山積みの問題についてしっかりした説明がほしい。
- ・合併は住民を豊かにするものでなくては意味がない。それぞれの施策について十分な検討と説明をして欲しい。

（根本 二本松市長）

- ・合併は、地方分権の中で行政能力をアップさせるために避けては通ることができない問題であり、まちづくり、地域づくりの観点で積極的にとらえるべき。

（菅野 飯館村長）

- ・合併しないとすれば、かなりの覚悟（自分たちで我慢・努力する）が必要。このことを住民に理解して貰わなくては行けないが、それにはこれまでとは異なった方法での情報提供が必要である。
- ・検討のプロセスが大事。合併議論のプロセスを利用して自治体として力をつけていきたいと考えている。

（川手 福島県副知事）

- ・合併は各問題を解決するための有効な手段の一つであり、合併の議論をすることは自分の地域の将来について考える大切な機会である。
- ・合併は自分たちの判断・責任により自己決定で行っていく問題である。
- ・勉強や研究は相当進んできている、具体的にどうするかなど、そろそろ次のステップに進むべき段階であり、県もそれに対し支援していきたい。

（西村 審議官）

- ・地方分権一括法で地方の在り方が大きく変わってきた。地域の在り方は地域自身で考えることとなったので、市町村がこれまでの在り方でいいのかという問題がある。合併について考える過程が本当の民主主義を築く契機になるのではないか。
- ・特例法の期限について延長することは考えていない。

県内各地から多くの方々にご来場いただきました。



《パネリスト》

菅野勝子 安達町人権擁護委員
根本尚美 二本松市長
菅野典雄 飯館村村長
川手 晃 福島県副知事
西村清司 総務省大臣官房審議官

《コーディネーター》

今野順夫 福島大学副学長 行政社会学部教授

職員の身分の取扱い（第9条）

市町村合併により、新設合併では全ての合併関係市町村が、編入合併においては編入される合併関係市町村の法人格が消滅することになりますので、これらの市町村に勤務していた一般職の職員はいったんはその身分を失うこととなります。

このことを前提とし、本条第1項では、合併により失職することとなる一般職の職員について、合併市町村の一般職の職員として引き続き身分を保有するよう措置しなければならないこととしていいます。



また、本条2項では市町村合併後の職員の身分取り扱いは、職員の勤務成績・能力等とは無関係に、職員の所属していた合併関係市町村によって、他の職員と比べてその身分の取り扱いに関して不公平な取り扱いをしてはいけません。

これは地方公務員法上の考え方からも当たり前のことですが、特に合併に関して平等取り扱い原則を規定しています。



広域行政Q&A 「合併協議会は何をすところ？」

ふーちゃん



4月より配属となった新人。

みきさん



ふーちゃんの職場の先輩。
この仕事は2年目になる。



先輩ちょっとよろしいですか？福島県でも初めての法定の合併協議会が設置されましたけど、この協議会は何をすところなんですか？



大きく3つに分けられるの、1つ目は合併の方式、期日、事務所位置などの基本的な項目、2つ目は議会議員の特例など合併特例法の適用に関する協議事項ね、3つ目は各種事務事業の取扱いなどのその他必要な協議事項ということね。



そうねはね！法定合併協議会とは合併の是非を含めて合併に関するあらゆる事項を協議する場とされているの。また、合併特例法第3条では、「合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成」と「その他市町村の合併に関する協議」を行う場と規定しているわ。



3つ目の各種事務事業の取り扱いの協議とはどういうことですか？



「合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成」というのは「市町村建設計画」のことですよ。では「その他市町村の合併に関する協議」とは具体的にどのようなものなんですか？



それはね、2つ以上の市町村が合併をして1つになるわけだから、それぞれ行っている事務事業を調整し合併後の市町村で行う事務事業として1つにまとめることなの。



へー、でもこれは、基本的にはどの市町村も同じような仕事をしているわけだから、そんなに大変じゃなさそうですね。



それがそうじゃないのよ。基本的にはほとんど同じ種類の事務事業だけど、その内容は全く同じとは限らないの。例えば税、使用料、福祉サービスや補助金などは、制度や基準も違ってくる場合があるのよ。だから全ての事務事業を一つ一つ調査し、その違いを把握して、すり合わせをしないといけないの。



全ての事務事業とはたいへんな数ですね。



そう、合併関係の市町村の全職員が一致協力してまとめなければならないほどの大変な時間と労力を伴う作業と言われているわ。



事務事業を見直すという意味では、「行政改革」にも似てますよね。



合併協議の作業が、職員の意識改革を含めた最高の行政改革の機会と言う人もいるわ。大変だけれども、そうした観点からも大切な作業と言えるわね。

「合併協議会の運営の手引き」

- 市町村合併法定協議会運営マニュアル - より

合併協議の流れ

区分	期間	内容
合併協議準備期	2カ月	協議会立ち上げ準備 (スケジュール作成、予算案作成、規約等議決等)
合併協議第 1 期	6カ月	市町村建設計画案(将来構想)策定
合併協議第 2 期	8カ月	協定項目協議、市町村建設計画策定
合併準備期	6カ月	合併準備作業 (電算システム、人事、組織体制、条例・規則等の改正、住民相談、移転等)

22ヶ月

上記、手引き書では、合併協議第 1 期において、市町村建設計画の案の策定と同時に、関係市町村間の「事務現況調査票」の作成をし、合併協議第 1 期における協定項目のすり合わせの前には、各市町村の事務事業の一つ一つの違いを把握しておかなければならないとされています。また、円滑な協議のためには、その調整案の選択肢まで作成しておく必要があるとしています。

広域行政に関する最近の動き(H14.9月15日現在)

県の動き

- 14.9.1 「市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2002 in 福島」を二本松市で開催。
- 14.9.12 県広域行政推進連絡会議の地方組織として地方連絡会議が県南地方と会津地方に発足。

全国の動き

- 14.9.9 静岡市と清水市が15.4.1に合併し「静岡市」となる旨の告示がされる。

県内の動き

- 14.8.16 「石川地方合併是非か協議会設立請求住民発議運動実行委員会」が石川地方の5町村へ協議会～21の設置を請求。
- 14.9.5 会津盆地西部地域町村合併検討会(会津高田町、会津本郷町、新穂村)と北会津村が、合併問題を調査研究する「会津盆地西部地域町村合併検討会・北会津村合併問題調査会」を設置。

おしらせ！

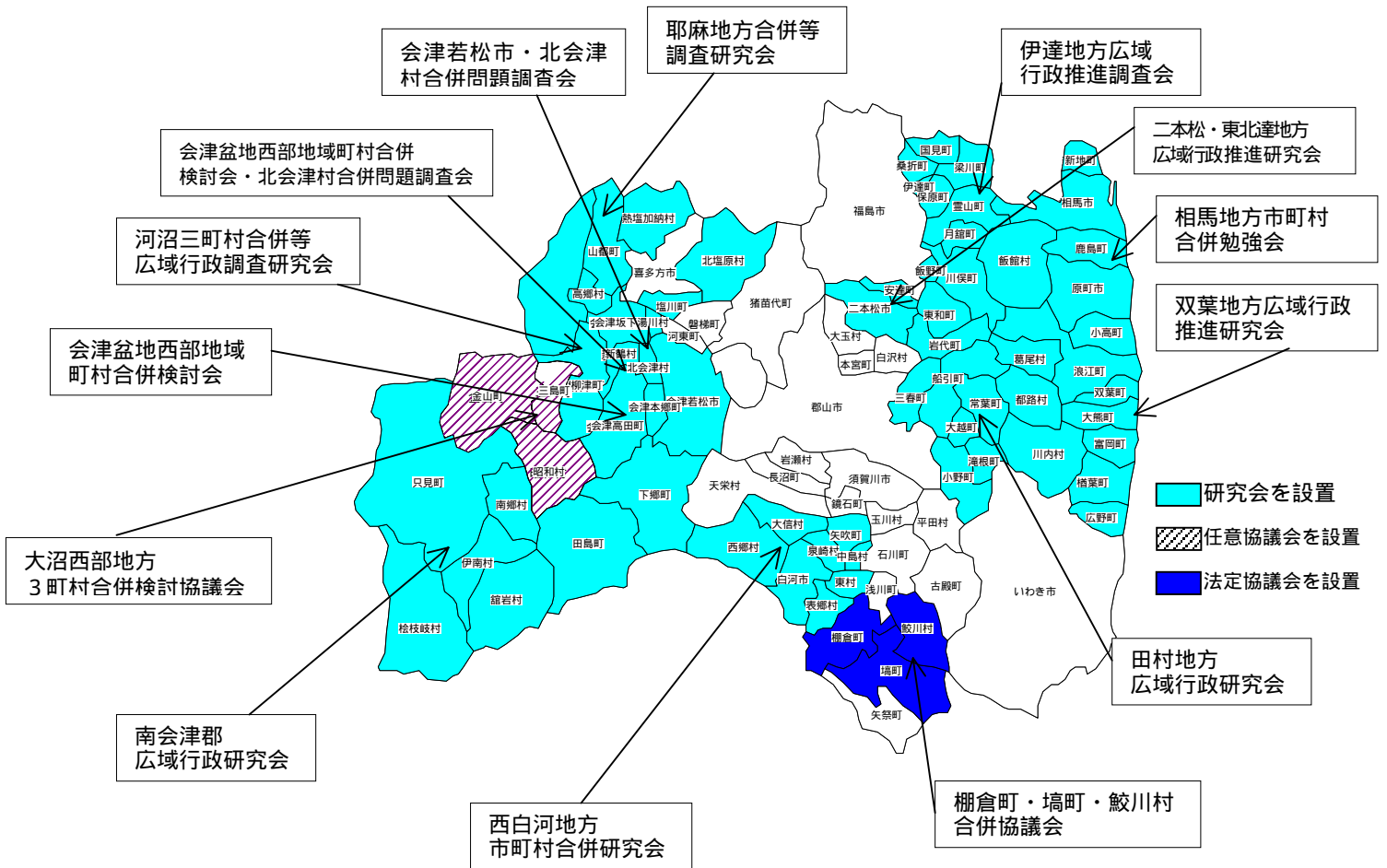
広域行政ニューズレターでは、皆さんからのご意見を募集しております。日頃、広域行政に関して疑問に思っていること、また、本紙に関するご意見・ご感想もあわせてお待ちしております。

広域行政HPの質問コーナー http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/kouiki_qa.html でも受け付けています！

県内各における市町村合併についての検討組織の設置状況

複数市町村で構成する検討組織

平成14年 9月15日現在



14組織 69市町村



第15回全国健康福祉祭ふくしま大会

うつくしまねんりんピック2002

平成14年10月19日(土)～22日(火)

〔編集後記〕

9月1日の「全国リレーシンポジウム2002 in 福島」へは多数の方々のご来場ありがとうございました。会場が満席となり不自由をおかけした点もありますが、皆様の御協力により無事開催することができました。ありがとうございました。

当日、私もスタッフとして参加しましたが、講師やパネリストの方々の熱のこもった議論、それに聴き入る参加者の皆さんの姿勢を拝見し、この市町村合併問題への関心の高さを改めて感じたところです。

県内各地域で合併に関する取り組みが行われておりますが、今後は少しでも、皆さんの参考にしていただけるような情報をお届けできるよう心懸けてまいります。(蒲)



